

神川町交通安全計画（案）概要

策定の趣旨

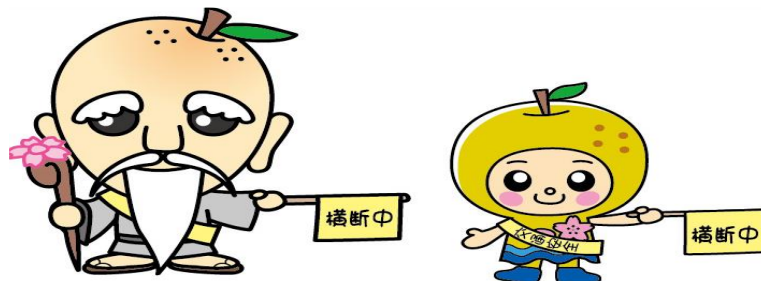
国の「(第11次)交通安全基本計画」及び「埼玉県第11次交通安全計画」を踏まえ交通安全対策基本法第26条に基づき、神川町交通安全計画を策定するものです。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

交通安全対策の重点

- (1) 高齢者の交通安全対策
- (2) シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底
- (3) 自転車の安全利用の推進
- (4) 人と環境にやさしい道路網の整備
- (5) 交通安全教育の推進



計画の概要

第1章 交通安全計画の策定

策定の趣旨、計画期間、計画の方向性

第2章 交通事故の現状

町内で発生した交通事故の現状・発生状況

第3章 交通安全対策の重点

左記参照

第4章 推進する安全施策

重点項目に係る推進施策

第5章 計画の推進体制

交通安全活動等の推進体制

第6章 被害者支援の充実と推進

被害者支援の啓発

第7章 踏切道における交通安全対策

踏切道における安全確保の推進